

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行
（平成 30 年 10 月 1 日施行分）に関する質疑応答集について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

これに伴い、今般、各自治体からこれまでに寄せられた多くの質問のうち、平成 30 年 10 月 1 日施行分に関する事項の考え方を別紙のとおりお示しするので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解の上、制度の適正な運用に努めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

(支援会議)

問1 自立相談支援事業を民間団体に委託して実施しているため、支援会議の設置・運営についても、同団体に委託することとしてよいか。

(答)

- 改正後の法第9条第1項により、支援会議を組織できるのは福祉事務所設置自治体とされていることから、民間団体が支援会議の設置主体となることはできない。
- 一方、福祉事務所設置自治体が組織した支援会議の運営に係る事務について、民間団体に委託することは可能ではあるものの、支援会議が、行政内部の関係部署も含め多くの関係機関・関係者から構成されることや、そうした場において、機密性の高い生活困窮者の個人情報共有及びその管理に係る事務を行うことに鑑みれば、民間団体ではなく、支援会議を組織する自治体が運営の中核となることが適当である。
- また、支援会議の運営に係る事務の一部を民間団体に委託する場合であっても、上記事務の性質を踏まえ、いわゆる「丸投げ」にならないよう、自治体の主導の下、民間団体と会議の運営に係る事務の役割分担を行いつつ、適切な会議の運営を行われたい。
- なお、守秘義務や罰則規定の適用については、支援会議の運営に係る事務の一部を民間団体に委託した場合も同様である。これらを踏まえた上で、個人情報の保護について万全を期すよう徹底されたい。

問2 既存の支援調整会議の構成員として、地域の多様な関係機関に参画いただいていることから、平成30年10月以降、支援調整会議をそのまま支援会議として位置付けることとしてよいか。

(答)

- 会議の設置・運営主体はもとより、会議の構成員も含めて、既存の会議体と支援会議の目的と役割の違い、守秘義務の内容や違反した場合の罰則等を十分に理解した上で、適切な運営がなされるのであれば、お尋ねの支援調整会議に限らず、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議や障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく協議会（自立支援協議会）等の既存の会議体の枠組みを活用して支援会議を設置することは差し支えない。

- ただし、既存の会議体を活用した支援会議の設置を行う場合においては、既存の会議体の設置要綱等を改正し、支援会議の目的や所掌事項、守秘義務に関する事項等を新たに規定する必要があるので留意されたい。

問3 支援会議の構成員として参加を依頼する場合、どのような手続きが必要になるのか。

(答)

- 構成員として参加を依頼する方法については、各自治体において適切に判断されるべきものと考えているが、新たに設置する支援会議については、その構成員に対して守秘義務が課せられることやこれに違反した場合に罰則等があることを踏まえれば、これらを明示的に伝えた上で委嘱又は任命することが必要であり、書面による手続きが望ましいと考えている。
- その際、地域には、介護保険法に基づく地域ケア会議や児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会など構成員に守秘義務が課せられた類似の会議体が既に存在しているため、それらの会議の構成員の委嘱等の手続き・方法も参考にされたい。

問4 支援会議の設置には設置要綱の策定が必要か。

(答)

- 法第9条第6項の規定により、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は支援会議が定めることとされている。
- このため、福祉事務所設置自治体は支援会議の設立に先立って、支援会議の設置の目的や所掌事項等の基本的事項等について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。

問5 支援会議に参加する構成員に対する謝金や会議の開催経費は、国庫負担(補助)の対象となるか。

(答)

- 支援会議を行うために必要な経費（会場借料、機材借料、構成員等謝金等）については、自立相談支援事業の国庫負担対象経費として助成対象となる。
- 国庫負担対象経費の算出に当たっては、会議の開催に当たって有料の会場を借りる必要があるか、借り上げる機材の数量が必要最小限となっているか、また、構成員に支払う謝金が、その自治体の謝金に関する規定に照らして適当な水準となっているかどうかなど十分に精査を行った上で、過大に計上することのないよう、留意されたい。

問6 支援会議の設置義務はあるのか。

(答)

- 福祉事務所設置自治体は、法第9条第1項の規定により、支援会議を「組織することができる」とされており、必ず設置しなければならないものではないが、支援会議の設置により、いわゆる「8050問題」への対応も含め、地域における困窮に陥る可能性の高い生活困窮者・生活困窮世帯の早期把握や、情報共有による共通認識を持った上での関係機関等との連携による適切な支援を行うことが可能となることから、極めて重要かつ有効な仕組みであり、各福祉事務所設置自治体においては、地域における生活困窮者に対する早期かつ適切な支援を強化する観点から、その設置に取り組まれない。

問7 支援会議に参加する構成員は、情報共有を行う対象者ごとに変わってもよいのか。

(答)

- 支援会議に参加する構成員については、情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲も異なり得ること、地域の多様な主体からなる多数の構成員を参加させることは却って会議の運営が非効果的・非効率的ともなりかねないことから、構成員それぞれに守秘義務が課せられることを前提に、対象者ごとや開催時期によって異なるものとする事は可能である。

問8 税務担当者も支援会議の構成員になり得ると考えてよいか。その場合、税務担当者が把握している税務情報もこの会議で共有することが可能と考えるがどうか。

(答)

- 税務担当者についても、地方税の滞納情報を有することから、地域において生活困窮者に関する業務を行っている者として、支援会議の構成員となり得るものであるが、税務担当者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の規定により、地方公務員が業務上、取り扱う一般的な個人情報よりも厳しい守秘義務が課されているため、情報共有の場として「支援会議」が整備されたとしても、税務担当者が有する税務情報についてまで、本人の同意なく共有することは想定していない。

問9 医師や弁護士について、支援会議の構成員とすることは可能か。

(答)

- 支援会議の主な役割は、気になる事案の情報提供・情報共有やその事案に対する見守りや支援に係る方針の明確化を図るものである。
- 支援会議で共有される事案の中には、医療にかかっている者や多重債務等を抱えている者も想定され、そうした者に対する見守りや支援に係る方針を協議する際に、専門的知見に基づくアドバイスが必要となる場合も考えられるため、医師など医療専門職や弁護士など法律専門職を支援会議の構成員とすることは可能である。
- 一方で、支援会議で共有された事案の当事者が、構成員である医師、弁護士などの患者や依頼人等である場合も想定されうるため、法第9条第3項の規定に基づく協力要請に応じて、人の生命・健康・生活・財産を保護する必要があり緊急性の高い場合など、患者等にとって保護されるべき利益が高い場合には、医師・弁護士等の判断により報告が行われることもあると考えられる。その場合、報告が行われたことが事案の当事者に知られることで、患者や依頼人等との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれが高いと考えられることから、情報の管理などにおいて、慎重な運用を期することが必要である。

問10 都道府県が支援会議を設置する場合、自治体職員として県担当課の参加が原則であり、対象者が居住する町村の職員には必要に応じて委嘱を行うという理解でよいか。

(答)

- 都道府県が支援会議を設置する場合は、市町村と比べて管轄地域が広範囲に及んでいることから、郡部の生活圈ごと、あるいは福祉事務所設置単位ごとに支援会議を複数設置することやその管轄する町村の職員を構成員に委嘱するなどそれぞれの都道府県が管轄地域の実情に応じて効果的な方法を検討することが必要となる。
- なお、都道府県の担当課の職員については、共有された情報の管理、また、その後の支援を適切かつ効果的に行う観点から、原則として、参加いただくことが適当であると考えているが、管轄地域内の支援会議の設置数が多い場合など都道府県担当課の職員がすべての会議に参加することが困難な場合等には、都道府県の出先機関の職員に会議の運営に係る事務を委任することは可能である。

問 11 支援会議の開催に向けて、関係者間で事務的な打ち合わせを行う場合に、その中で必要な情報の交換を行い、支援会議の開催を待たずに支援に着手することは可能か。

(答)

- 支援会議の開催に向けた事務的な打ち合わせは、法に基づく支援会議に当たるものではないことから、当該打ち合わせに参加する関係者が、それぞれの事務や職務で知り得た秘密に関する情報を本人の同意なく提供・共有すること、また、それらの情報に基づき、支援に着手することは、個人情報保護法やそれぞれの業務に応じて課された守秘義務に抵触することになり得る。

問 12 担当者会議資料において、支援会議の対象は「生活困窮者に限らない」とあるが、これは「継続支援を必要としない者」であり、生活保護受給者は法の趣旨からも対象とはならないとの認識でよいか。

(答)

- 支援会議における情報共有の対象となる者については、法第3条第1項に規定する生活困窮者又は生活困窮の端緒が伺われる者を想定しているが、生活保護受給世帯の世帯員であっても、生活保護廃止の見込まれる世帯は生活保護の脱却後に、法に基づく事業を利用することも考えられることから、本人に対する継続的な支援という観点も踏まえ、法による支援と生活保護法による支援を連続的に機能させていくため、生活保護の廃止の見込まれる世帯については、支援会議を活用して地域の関係機関との間で情報を共有しておくことが望ましいと考えられる。

問13 早期支援のためには迅速な情報の交換が必要となるため、構成員個人ではなく、対象機関の関係職員を一括して構成員とすることは可能か。

(答)

- 支援会議を組織する構成員については、法第9条第1項に規定されているとおり、関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく事業の受託事業者、生活困窮者に対する支援に関係する団体など地方公共団体の機関や法人等も想定されていることから、例えば、当該の機関と事前調整の上、支援会議の設置要綱において、「〇〇機関に属する者」として、一括して規定することは可能と考えられる。
- その場合、個々のケースに応じて共有できる機関の職員をより業務上関係のある者に限定すること等により、不必要に機関内で情報共有が行われることのないよう、留意されたい。

問14 支援会議については、支援関係者同士の意思疎通・連携促進を目的とした会議と捉え、年1～2回の開催が適当と考えているがどうか。

(答)

- 支援会議については、法第9条第2項に規定しているとおり、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものであり、その結果、支援関係者同士の意思疎通・連携促進に資するものではあるが、そのこと自体を目的に開催するものではない。
- 支援会議の適切な開催頻度については、生活困窮者の数等に地域差があるため、会議の開催方法（定例開催・随時開催）も含め、地域の実情に応じて決定していくことが基本と考えているが、例えば、個別ケースの共有等が行われる類似の会議として、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全地域確保地域協議会があるが、それぞれの設置・運営に関するガイドラインの中で、実務レベルでの会議の開催頻度が概ね1ヶ月に1回から3ヶ月に1回程度を推奨していることも参考にしながら、支援会議の構成員の合意を得た上で、適切な開催頻度を設定されたい。

問15 構成員に守秘義務を課すにあたって、どのような手続きが必要になるのか。

(答)

- 支援会議の構成員に対しては、罰則を伴う守秘義務が課されることから、その旨を会議の設置要綱に明記するとともに、構成員の委嘱等にあたって、守秘義務の内容や違反した場合の罰則等についてあらかじめ説明する必要があるほか、必要に応じて、会議の開催時にその構成員に対し守秘義務の内容等について改めて周知するなどして、その周知徹底を図っていくことも重要である。

(都道府県による市町村支援事業)

問1 都道府県による市町村支援事業が努力義務とされたが、具体的にどのような事業内容を実施すべきか。

(答)

- 本事業は、既に法律上規定されていた都道府県の責務規定に基づき、管内市町村に対する効果的・効率的な支援を行うため創設したもの。
- 本事業により、都道府県が管内市町村に対し、研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等の支援を行うことにより、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際の従事者のバーンアウトの防止が図られることや、都道府県の主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実する等の効果が期待される。
- 具体的な事業内容としては、
 - ① 支援員の研修や、関係者機関等を対象とした生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施
 - ② 単独で任意事業を実施するのが困難な市町村に、都道府県の主導により、都道府県と市町村とで共同して事業を実施する際の調整
 - ③ 支援が困難な事例等に対し、市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場の構築
といった内容が考えられる。
- 上記の例以外にも様々な取組が考えられることから、地域の実情に応じて、必要な事業についてご検討いただきたい。

問2 これまで「6条5号事業」として実施していた事業は、本事業の対象となるのか。

(答)

- 改正前の法による「6条5号事業」については、平成30年10月以降、
 - ・ 都道府県については、「都道府県による市町村支援事業」又は「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」のいずれか
 - ・ 福祉事務所設置市町村については、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として協議いただくこととなる。

- 都道府県については、
 - ・ 管内市町村を支援する目的で実施する場合は、「都道府県による市町村支援事業」
 - ・ 福祉事務所設置自治体として都道府県が実施する事業を含め、上記以外の目的で実施する場合は、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として協議いただきたい。

(福祉事務所未設置町村による相談の実施)

問1 福祉事務所未設置町村が一次的な相談支援を実施する場合、どのような人材を配置すべきか。また、相談業務の全部又は一部を社会福祉協議会に委託することは可能か。

(答)

- 自立相談支援事業の業務の一部を担うことから、生活困窮者へのアセスメントや相談支援を適切に行うことができる人材を配置することが望ましい。

- 事業の委託については、法第11条第2項で準用する第5条第2項の規定により、事業の事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することが可能である。

問2 福祉事務所未設置町村が一次的な相談支援を実施する場合、町村の正規職員にかかる人件費は国庫補助の対象となるか。

(答)

- 町村の正規職員の人件費については、国庫補助対象外となる。
当該事業の人件費についても、自立相談支援事業の国庫負担対象経費の取り扱いと同様に、非正規職員に係る費用のみ国庫補助対象経費として算定することが可能となる。

問3 現に福祉事務所未設置町村において、相談に来た生活困窮者を適切な支援先につないでいるような場合、特段、他の業務を付加しなくても、補助金を申請することが可能か。

(答)

- 当該事業の補助対象となる「一次的な相談等」とは、法第11条第1項に規定しているとおり、「生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じることのほか、「必要な情報の提供及び助言」、「都道府県との連絡調整」、「生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助」を総合的に行うことを想定している。
- したがって、当該事業の業務内容として、単に、相談に来た方を他機関につなぐことのみでは、法に定める支援を行っているとはいえないため、当該補助金の補助対象とすることは難しいものと考えられる。

(就労準備支援事業)

問1 就労準備支援事業の年齢要件を撤廃する理由如何。

(答)

- 高齢期の自発的就労ニーズや社会参加の意識が高いこと、また生涯現役社会の実現の観点から撤廃したものである。

問2 自立相談支援事業、家計改善支援事業と併せて就労準備支援事業を一体的に実施した場合のインセンティブ加算の内容如何。

(答)

- 本インセンティブ措置については、就労準備支援事業の利用を一層促進する観点から設けられたもの。
- この措置は基本基準額に一定額を加算するものであり、具体的には以下の取組の必要に充てるものを考えている。詳細については、追ってお示しする「就労準備支援事業におけるインセンティブ加算について」を参照されたい。
 - ・ 就労に向けた外出を促進する費用
 - ・ 就労体験先の受入促進に要する費用
 - ・ 就職に向けた準備に要する費用
 - ・ 就職後の定着支援を行う費用
 - ・ 訪問支援の強化を行う費用

問3 就労準備担当者、責任者の常勤、専従、常駐の考え方如何。

(答)

- それぞれの考え方については、以下のとおり。
 - ・ 常勤・・・所定労働時間を通じて勤務する労働形態のこと
 - ・ 専従・・・当該事業所に勤務する時間帯において、就労準備支援事業以外の職務に従事しないこと
 - ・ 常駐・・・就労準備支援事業を実施する事務所の現場に常に待機しておくこと

問4 就労準備支援事業の定員要件を撤廃した理由如何。

(答)

- 地域によって支援ニーズの多少、地域資源の偏在などの実情が存在する中、それらの実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう撤廃したものであ

る。

- 定員要件は撤廃するものの、今般の自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進する中で、支援調整会議への積極的な参加等による自立相談支援機関との連携体制の構築・強化や、就労準備支援事業のインセンティブ加算の活用により、支援対象者の利用を促進されたい。

(家計改善支援事業)

問1 現在、家計相談支援事業という名称で実施しているが、平成30年10月以降は法律に合わせて事業名を変更しなければならないのか。

(答)

- 既にこれまでの取組により事業の名称が地域に浸透しており、その機能や役割が適切に果たせているのであれば、改正法の施行に併せて、現在の事業の名称を変更することは、年度途中の施行であることも踏まえれば、その必要は必ずしもないものと考えている。
- そのため、現在の事業名を使用していただくことは差し支えないが、事業の名称については、どのような支援を行うかが端的に表現されており、住民に正しく認知いただくものであることが重要である。
- 今回の改正による家計改善支援事業への名称の変更が、これまでの家計相談支援の実践等も踏まえた上で、生活困窮者が自ら家計の把握を行い、その改善に取り組むことができる力を育てる支援との位置付けを明確にした趣旨に鑑みれば、例えば、平成31年4月から家計改善支援事業に名称変更いただくなど、然るべき時期に事業の名称を変更することもご検討いただきたい。

問2 都道府県管内において複数の福祉事務所を設置しているが、管轄エリア内に就労準備と家計改善の両事業を実施している地域と家計改善のみ実施している地域がある場合の補助率引き上げの取扱いについて、ご教示いただきたい。

(答)

- 都道府県が福祉事務所設置自治体として、任意事業を実施しているのであれば、原則として、管轄エリアの全ての住民が当該事業を利用できる環境を整備する必要

があると考えている。

- 現に国庫補助（負担）の基準額についてもそのような考えから管轄エリアの全ての人口を基に設定しているので、例えば、社会資源がなかったり、需要の少ない地域等には、今般、家計改善支援事業の事業実施上の工夫としてお示ししている、支援員による巡回相談の実施や特定の曜日のみの相談の実施等により、当該地域で暮らす生活困窮者にも専門的な支援が届くよう、より効果的・効率的な実施体制に見直すことを積極的に検討いただきたい。

問3 家計改善支援事業の補助率引き上げの要件を満たすためには、「生活困窮者に対する自立支援計画の協議」に家計改善支援、就労準備支援の実施者が毎回参画する必要があるのか。

あるいは、支援計画の中に家計及び就労準備の両方またはどちらか一方を含む場合に参画するという取扱いでよいのか。

(答)

- 家計改善支援や就労準備支援の機能も丁寧な相談支援に基づくものであり、それぞれ自立相談支援事業との間に連続性があること、また、それぞれの専門性に基づく多角的な視点からプランの妥当性等を検討することにより、三事業間の相互補完的・連続的支援が可能になるものと考えられることから、プランに両事業のいずれかの利用が位置付けられる場合はもとより、プランに位置付けられない場合であっても、可能な限り家計改善支援、就労準備支援の実施者が参加することが望ましい。
- 一方で、支援調整会議に参加することで本来の業務に支障が生じることはあつてはならないことから、例えば、両事業の支援の状況等から、支援調整会議に参加する時間的・人間的な余裕がないような場合には、支援調整会議の開催に先だって、自立相談支援機関から会議に諮る案件の情報を両機関にメール等により提供し、予め両事業の実施者からの意見等を聞く、または書面で意見等を提出してもらうなど現実的な連携方法を工夫されたい。

問4 家計改善支援事業の補助率引き上げの要件を満たすためには、三事業の実施主体を同一とする必要があるか。

(答)

- 政令に定める場合に該当すれば足り、三事業の実施主体が同一であることまでは

求めない。

問5 改正法により、家計改善支援事業の実施が努力義務化されたが、本市では、自立相談支援の中で一定の家計に関する相談を行っている。このような場合には、家計改善支援事業を実施しているものとみなしてもよいか。

(答)

- 家計改善支援で行われる支援は、家計に関する一般的なアドバイスや各種給付の利用調整、多重債務解消のための手続きの支援を中心とした自立相談支援で行うことができている家計面の支援とは専門性やアプローチが異なるものである。
- そのため、お尋ねの「自立相談支援の中で一定の家計に関する相談」がどの程度相談者の家計に踏み込んだ支援を行っているかについては明らかではないが、一般的には、そのような場合に家計改善支援事業を行っていることとみなすことはできない。

(就労訓練事業の認定等)

※ 今回の改正を踏まえて既存のQ Aをリバイス

問1 認定就労訓練事業者に対する、①立ち上げ支援、②税制優遇、③発注促進はどうなるのか。

(答)

- ①立ち上げ支援については、「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」において実施することが可能であり、積極的な実施をお願いしたい。
- ②税制優遇については、平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）に、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する事業所について、不動産取得税及び固定資産税の1/2を非課税とすること等が盛り込まれたところである（詳細は「認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置及び随意契約の取り扱いについて（情報提供）」（平成27年6月3日付事務連絡）を確認いただきたい）。
- ③発注促進については、地方自治法施行令に、地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等が明記されている。また、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正において、認定就労訓練事業の更なる推進の観点から同法第16条第4項において、国及び地方公共団体

が受注機会の増大を図ることへの努力義務規定が創設されていることから、積極的に取り組んでいただきたいと考えている。

- また、今回、発注促進や就労訓練アドバイザー、就労訓練育成員の活用事例を提供しており、これらの事例も参照のうえ更なる事業の活用に取り組んでいただきたい。

問2 就労訓練事業の認定の権限が、特例市や一般市に与えられていない理由があれば教示願いたい。

(答)

- 中核市までを対象としたのは、
 - ・ 生活保護や母子寡婦等の「福祉に関する事務」については、一般的に、中核市にまで委譲されていること、
 - ・ 特に、障害者総合支援法の就労継続支援は、一般就労が困難な者を対象として訓練等を提供する点で就労訓練事業の内容と類似しているところ、就労継続支援事業を行う事業所の指定についても、中核市にまで権限が委譲されていること、を踏まえると、現在の業務ノウハウを活用して、事業の認定を行うことが可能と考えられるからである。
- また、中核市は、規模能力で比較的大きな都市であり、その区域で一定の生活圈や経済圏を構成しているため、就労訓練事業の担い手となる事業者の活動圏域とも一致することが多いと考えられる。こうした観点からも、認定事業の主体としては中核市以上とすることが適切であると考えている。
- なお、平成30年10月1日より、事業所の申請手続きの負担を軽減する観点から、一般市等でも申請書類を受理可能としている。